

平成28年度 保育所・認定こども園等の利用について（方針及び今後のスケジュール）

1. 利用調整方法について

前回（平成27年度）利用調整時 → 『保育の必要度優先』

- ・国の子ども・子育て支援新制度説明資料を参考に実施
- ・新制度における利用調整の基本的な方法

○次回：平成27年2月3日付け国通知（技術的助言）に基づき、市町村毎に下記から選択

A. 保育の必要度優先

- ・施設への希望順位に関わらず、保育の必要性が高い保護者の子どもを優先する方法
- ・国の想定する標準的な方法

B. 保護者の希望優先

- ・施設への希望順位を優先し、次に保育の必要性が高い保護者の子どもを優先する方法
- ・待機児童が少ない市町村用の方法であり、保護者の希望をより踏まえた調整が可能となる。

◇Bの方法によることができる市町村（次のいずれかに該当）

- ①待機児童がおらず、保育所等の保育利用の状況に余裕のある市町村
- ②待機児童が0人又はそれに比較的近い状況の市町村であって、翌年度には待機児童0人を達成又は維持出来る見込みが立つ市町村



平成28年度利用調整（案） → 『B.保護者の希望優先』

《対象となるための要件：以下のa～cをいずれも満たすこと》

- 各市町村における子ども・子育て会議において調整方法を提示、了解を得ること
- 利用者支援事業（保育利用支援員）を活用する等し、保護者の幅広い選択をサポートすること
- 当該利用調整の結果、選考に漏れた保護者については、別途利用調整により第2希望以下の保育所等にあっせんできるようにすること

2. 利用希望施設数について

前回（平成27年度）利用調整時 → 希望施設数：第3希望まで

- ・きょうだい児が別々の施設に内定した児童の保護者から、内定辞退や苦情が多く寄せられた。
- ・第2希望、第3希望について、施設名の申込書への未記入が多く見られた。



平成28年度利用調整（案） → 希望施設数：第1希望まで

3. その他調整事項について

- (1) 利用申込期間について（変更）
平成27年10月1日（木）から10月31日（土）まで
幼稚園等の申込時期にあわせ、従来どおり10月を申込期間とする。
※前回：新制度移行準備のため、例外的に11月に実施
- (2) 2次申込の実施について（継続）
時 期：1次利用調整後（平成28年2月頃の予定）に実施
対象者：1次申込において、期間内に申込出来なかった方や利用施設が決まらなかった方等

4. 今後のスケジュール（予定）

時 期	H27年			H28年		
	9月中頃	10/1	10/31	1月頃	2月頃	4/1
全 体		1次申込			2次申込	随時申込・個別調整
金沢市	○入所事務説明会		1次審査 利用調整		2次審査 利用調整	
施 設		受理 取りまとめ		不承諾 辞退者	受理 取りまとめ	利用準備 ・入所説明会 ・契約 ・保育料算定等
保 護 者		1次 申請書等	1次 結果通知	2次 申請書等	2次 結果通知	利用開始